規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称：学校教育法施行令の一部を改正する政令
規 制 の 名 称：私立大学等の収容定員に係る学則変更手続の一部弾力化
規 制 の 区 分：□新設　□拡充　■緩和　□廃止
担 当 部 局：文部科学省高等教育局大学振興課
評 価 実 施 時 期：令和７年 11 月

★　本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

（該当要件）
ii

（該当理由）
・　今般の改正案は、私立の大学の学部、短期大学の学科及び高等専門学校（以下「私立大学等」という。）が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、一定の条件を満たす収容定員の総数の増加に係る学則の変更について、認可事項から届出事項に改めるという手続の緩和を行うものであり、本改正により規制対象者である私立大学等の設置者に追加で発生する負担は想定されない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	**規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2―①）** ※　設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	**規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2―①）**

1　規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

・　私立大学等が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更について、認可事項から届出事項に改めることとする。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

・　現行制度においては、私立大学等の収容定員に係る学則の変更については、原則として、文部科学大臣の認可が必要とされ（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第４条第１項及び学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「令」という。）第 23 条第１項第 12 号及び第 13 号)、当該収容定員の総数の増加を伴わないものについては、文部科学大臣が定める分野（※）に係る学部を除き、文部科学大臣への事前の届出が必要とされている（法第４条第２項並びに令第 23 条の２第１項第４号、第５号及び第８号)。

※　医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

・　こうした現行制度の下において、定員未充足状態にある私立大学等においては、当面の経営の安定や教育環境の確保のため、現下の入学者数の状況等を踏まえ、一時的に収容定員の減少を行いたいと考えているものの、将来的には減少前の収容定員を前提とした新たな組織再編等も計画している場合、一度収容定員を減少させてしまうと、元に戻す場合に国の認可が必要となり、社会の需要に応じた機動的で自律的な組織再編が難しくなることを懸念し、減少させること自体を忌避し、現状の収容定員を維持する傾向にあるとの指摘がある。

・　こうしたことを踏まえ、令和７年２月 21 日付け中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、高等教育機関全体の規模の適正化の推進を図る方策として、縮小も含めた計画的な定員管理が可能となるよう、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する」ことが示されているところである。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

・　私立大学等の収容定員の総数の増加を伴う学則の変更のうち、以下の条件を満たすものについては、認可事項から届出事項に改めることとする。

①　当該収容定員の減少を伴う学則変更（以下「減少変更」という。）後７年以内に行われるものであること

②　当該収容定員の増加後の総数は、減少変更前の当該収容定員の総数を超えないものであること

③　減少変更に係る届出と同時に、①及び②の条件を満たす増加変更に関する計画を有する旨を文部科学大臣に届け出ていること

2　効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

・　今回の規制の緩和によって、一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更が認可事項から届出事項に改められることにより、収容定員の引下げに対する私立大学等の忌避感が緩和され、縮小も含め

た計画的な定員管理が可能となり、各大学の機動的で自律的な組織再編が可能となるとともに、高等教育機関全体の規模の適正化が推進される。

・　なお、あらかじめ届出の件数を把握することは困難であることから、現状では定量化することができないが、事後評価までに、当該届出の件数を把握することにより、効果の定量化を図る。

3　負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・　本規制緩和は、一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更について、認可事項から届出事項に改めることにより、私立大学等が学則の変更をしやすくするというものであり、認可事項に比して手続上の負担が減ることから、本改正により規制対象者である私立大学等の設置者に追加で発生する負担は想定されない。

＜行政費用＞

・　本改正を行った場合、所轄庁（文部科学省）において、届出申請の増加による受付業務等が生じることが考えられるが、認可事項とは異なり、届出申請案件は審議会の運営や審査業務が不要であり、本改正に伴う業務量の増加は限定的であると考えられる。なお、本改正に伴う届出申請案件は、他の届出申請案件と併せて処理することが想定されるため、本規制緩和により発生する行政費用を切り分けて算出することは困難である。

4　利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

□具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

□遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

□参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

□他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

□その他

（具体の理由：　　）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・該当なし

＜関連する会合の名称、開催日＞

・該当なし

＜関連する会合の議事録の公表＞

・該当なし

５　事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・　該当なし。

＜上記以外の法令案＞

・　本規制に係る規定の施行の日から５年を目途に事後評価を実施することとする。